

社会福祉法人 島原市手をつなぐ育成会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人島原市手をつなぐ育成会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤の役員には、報酬、賞与、及び退職手当を第3条によりにより支給する。
 - (2)非常勤役員等（理事長を除く）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に第4条により、費用を弁償する。ただし、評議員会、理事会、監事による監査の交通費の実費が旅費規程の別表3の費用弁償額を超える場合は、旅費規定の別表1、別表2により、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については理事長の辞令交付を経て、当法人給与規程により支給する。
- (2)賞与については当法人の給与規程第19条により支給する。
- (3)退職手当については、当法人就業規則第53条により支給する。

(非常勤役員等の費用弁償)

第4条 非常勤役員等の費用等の額は次の各号により支給するものとする。

- (1)理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償は、当法人旅費規程別表3により支給するものとする。
- (2)監事が、監査を実施した場合の費用弁償は当法人旅費規程別表3により支給するものとする。
- (3)研修等法人の業務として出張等を行った場合は当法人旅費規程別表1及び別表2により支給するものとする。

(理事長の報酬等)

第5条 理事長の報酬は勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1)理事長が非常勤で勤務し、必要に応じ理事長としての職務を行う場合の報酬額
 - ①月額 50,000 円
 - ②年間賞与は月額 の 2 ヶ月分
- (2)理事長が常勤する場合は、評議員会の決議を経て本規定第3条により支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とし、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法

令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- (1)報酬については、当法人給与規程第5条により支給する。
- (2)賞与については、当法人給与規程第19条により支給する。
- (3)退職手当については、当法人就業規則第53条により支給する。
- 2 非常勤役員に対する費用は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 非常勤の理事長に対する報酬は、当法人給与規程第5条により支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 5 役員が報酬の全部又は一部につき自己預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中で就任、退任、または解任の報酬額については、その月の総日数から祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

- 第10条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補 足)

- 第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1.この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2.この規定は、平成29年4月1日から施行する。